

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年10月1日
担 当 課	DX推進課

契約業者名・住所	株式会社大崎コンピュータエンジニアリング 千葉支店 千葉県千葉市中央区問屋町1番35号
工事等の名称	給与・報償等番号管理システム賃貸借(再リース)
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種 別	賃貸借
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	15,180,000円
工事等の概要	給与・報償等番号管理システムの再リース契約
随意契約の理由	給与・報償等番号管理システムは社会保障・税番号制度施行により、平成29年1月以降税務署提出分の給与・報償・報酬・不動産賃借の支払い等に係る源泉徴収票や支払調書に、相手方の個人番号を記載することが義務化されたことに伴い、給与・報償等関連事務を個人番号記載に対応すると共に、これまで所属別に管理していたデータを集約し、安全かつ効率的に事務運用を推進できるよう導入された。 令和8年3月31日付けで賃借期間が満了した当該システムにおいて、以下を踏まえ再リースを実施する。 1 システム使用に関して、現在賃貸借期間は112ヶ月を経過するところであるが、長期使用に伴う大きな障害は発生していない。 2 延長して賃貸借することにより、賃貸借料を減額することができ、コストメリットが生じる。 3 再リースによって、構築期間の削減が図れるほか、導入後の安定稼働の担保を図ることができる。

よって、現行賃貸借契約について、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間、再リースを実施することが、運用及びコストに関し効果的と考える。

以上のことを踏まえ、本業務については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用し、現行の㈱大崎コンピュータエンジニアリング千葉支店を相手方として随意契約することが、適法かつ妥当であると思料する。また、松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定を適用し、1者のみから見積書を徴するものとする。